瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２９号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則を廃止する規則

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則（平成１５年瀬戸市規則第７号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に利用の許可を受けた者に係る廃止前の瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則第９条に規定する使用料の還付に関しては、同規則第９条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。